

議案第77号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和33年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別に定めることができることとする必要がある。